

昭和42年2月1日京都市交通局公告（京都市交通局公印の印影について）の一部を次のように改めます。

平成25年4月5日

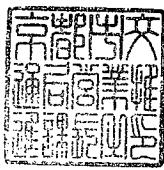
京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

第1項第6号及び第7号の各号中「定期券」の右に「発売」を加える。

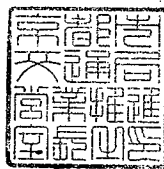
第5項中第25号を第27号とし、第10号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 営業推進室営業推進課長の印



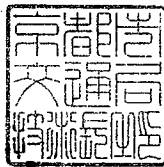
第5項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を削り、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 営業推進室長の印



第5項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 技術長の印



附 則

この公告は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用します。

（交通局企画総務部総務課）